| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査の結果及び意見） | | | |
| 第12　住宅まちづくり部の私債権に係る監査の結果及び意見 | | | |
| １　府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権 | | | |
| 【監査の結果21】遅延損害金の請求の検討  【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，今後完済される府営住宅の家賃等及び家賃等相当損害金並びに府営住宅駐車場使用料について，少額の私債権の取扱いに関する全庁的な検討の結果も踏まえ，今後の取扱いを早急に検討するべきである。 | 今後完済される本債権の遅延損害金については、少額の私債権の取扱いに関する全庁の方針を踏まえ、令和４年度に請求を行うためのシステム改修を実施し、令和５年度より請求を行うこととした。 | 措置 |
| ５　仮住居使用料請求権 | | | |
| 【監査の結果24】遅延損害金の請求の検討  【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，今後完済される仮住居使用料について，少額の私債権の取扱いに関する全庁的な検討の結果も踏まえ，今後の取扱いを早急に検討するべきである。 | 今後完済される本債権の遅延損害金については、少額の私債権の取扱いに関する全庁の方針を踏まえ、家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権と同様に、令和５年度より請求を行うこととした。 | 措置 |
| ６　仮住居借上費入居者負担金請求権 | | | |
| 【監査の結果25】遅延損害金の請求の検討  【住宅まちづくり部】 | 大阪府は，今後完済される仮住居借上費入居者負担金について，少額の私債権の取扱いに関する全庁的な検討の結果も踏まえ，今後の取扱いを早急に検討するべきである。 | 今後完済される本債権の遅延損害金については、少額の私債権の取扱いに関する全庁の方針を踏まえ、家賃等及び家賃等相当損害金請求権並びに府営住宅駐車場使用料請求権と同様に、令和５年度より請求を行うこととした。 | 措置 |